



記 入 上 の 注 意

この認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、藤井寺市（施設や事業者を経由して提出する場合は、入園〈所〉）を申し込んだ施設や事業者）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の申請書を用いてください。

- 1 「保護者」の欄は、お住まいの住所、保護者の氏名、電話番号を記入してください。なお、この欄に記入する保護者が保育料の支払い等の通知を行う納入義務者となります。
- 2 「申請の対象となる児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 3 「1号と2号の併願希望」欄については、入園時の子どもの年齢が3歳以上で、「保育の希望の有無」欄で「あり」を選択された方のうち、1号認定として認定こども園や幼稚園を利用し、幼稚園の教育時間が終了した後は預かり保育を利用する（別途利用料がかかります。）パターンと、2号認定として認定こども園や保育所を利用するパターンの併願を考えておられる方は、「あり」を○で囲み、1号認定として利用する予定の認定こども園又は幼稚園の名称を記入してください。
- 4 「利用を希望する期間」のうち、利用の終了を希望する日については、小学校に就学するまで利用を希望する場合は「就学前」を○で囲み、それ以前の日まで利用を希望する場合は、その日を記入してください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請対象児童本人以外の申請対象児童の両親及び同じ住所に住んでいる親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 6 ②「保育の利用を必要とする理由」については、「保育の希望の有無」欄で「あり」に○をつけた方のみ記入してください。
- 7 保育の必要性が認められるのは、次に掲げる事由に該当するときです。（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5）

(1) 1月において、市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。（イに該当する場合を除く。）

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設又は地域型保育事業を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) (1)から(9)に掲げるもののほか、(1)から(9)に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。
- 8 ②「保育の利用を必要とする理由」の「対象児童との続柄」の欄は、基本的には、申請対象児童の保護者である「父」及び「母」を記入し、保護者ごとに、「保育の利用を必要とする理由」について、7で示す(1)から(10)に掲げる事由から判断して、該当するすべての□にチェック(☑)し、具体的な理由を記入してください。

■世帯の状況

- (1)「ひとり親世帯」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及び配偶者のない男子で現に子どもを扶養しているものの世帯をいう。
- (2)「在宅障がい児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。(在宅障がい児(者)に限る)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3)「生活保護適用世帯」・・・生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。